

富山県立大学生物・医薬品工学研究センター規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 57 条に定める生物・医薬品工学研究センターの組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条のセンターを富山県立大学生物・医薬品工学研究センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第 3 条 センターは、バイオテクノロジー及び医薬品工学に関する実用化に向けた基礎的研究及び応用研究を推進し、もってバイオテクノロジーに係る研究水準の向上を図るとともに、その成果及び技術を広く社会に還元することを目的とする。

(所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、富山県立大学（以下「本学」という。）の教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が選考する。

3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。

4 所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

6 所長は、「くすりのシリコンバレー T O Y A M A」推進チームのサブリーダー（研究拠点化プロジェクト担当）を担う。

(職員)

第 5 条 センターに必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員（以下「センター職員」という。）は、本学の教授、准教授、講師、助教その他の職員のうちから学長が任命する。

3 センター職員は、所長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター運営委員会)

第 6 条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)センター所長

(2)センター職員若干人

(3)事務局長

(4)その他学長が必要と認めた者

3 前項第2号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により学長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の選考については、第4条第2項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。

3 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。